



福井労働局

厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和7年9月10日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金 時間額 1 , 0 5 3 円

令和7年10月8日～

福井県最低賃金の改正については、令和7年9月8日に公示されました。

これにより、福井県最低賃金は、同年10月8日から、時間額1,053円に改正されます。

厚生労働省では、賃金引上げに向けた政府の支援情報・施策について、「賃金引き上げ特設ページ」にて御案内しています。各種支援策を是非、御活用ください。

厚生労働省「賃金引き上げ特設ページ」のホームページアドレスはこちらです。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>